

平成 28 年 1 月 29 日  
(2016 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部

### 職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

#### 記

##### (1) 事件の概要

土木局所属の当該職員は、平成 26 年 12 月 12 日から翌 13 日にかけて飲み会に出席した後、酒気を帯びた状態で原動機付自転車を運転し、道路交通法違反で平成 27 年 11 月 26 日に起訴され、略式命令により罰金刑を受けたものである。

##### (2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
土木局	主事 (24 歳)	H28.1.29	停職 4 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)